

○門川町環境基本条例
(平成16年3月22日条例第6号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策(第7条―第18条)
- 第3章 門川町環境審議会(第19条)
- 第4章 雑則(第20条)

附則

わたしたちのふるさと門川は、青い空と紺碧の海、清流五十鈴川をはじめとする中小の川、緑豊かな大地からなる豊かな恵みは古来より町民にその恵沢をもたらしてきた。しかしながら、今日にあってはその物質的豊かさの生活を求める消費的社會からもたらされる環境への負荷の増大や自然生態系への影響など、さらに、地球環境問題など人類の生存を脅かすおそれを生じさせるに至っている。このため、わたしたちひとり一人が、この現実を直視し、深い認識の上にたって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社會の構築を目指して、新たな取組を展開していかなければならない。ここに、町民すべての参加の下、わたしたちの美しいふるさと門川町を後世に継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。